

# 「要保護児童対策地域協議会」の実践事例集

平成 24 年 12 月 14 日

厚生労働省

## 【 目 次 】

事例集の作成あたって	1
1. 事例集の目的	1
2. 事例集の構成	1
第Ⅰ部 要保護児童対策地域協議会の機能強化と活性化のための取組	3
1. 要保護児童対策地域協議会に設置する会議とその運営	3
2. 調整機関の機能を向上させるための取組	8
3. 情報を管理・共有するための工夫（情報通信技術の活用）	10
4. 関係機関の積極的な関わりを促す工夫	11
5. 児童相談所との協働	16
第Ⅱ部 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営方法と進行管理	18
1. ケースの登録基準	19
2. 「実務者会議」の運営上の工夫	20
3. ケースの進行管理上の工夫	26
4. 要保護児童対策地域協議会で対応した実際の事例	29

## 「要保護児童対策地域協議会」の実践事例集

### 事例集の作成にあたって

#### 1. 事例集作成の目的

要保護児童対策地域協議会は、関係機関等が連携して、地域での児童虐待対応を行うための組織として、平成16年の児童福祉法改正により法定化され、現在ほぼ全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）で設置されている。

厚生労働省では、平成19年に要保護児童対策地域協議会の設置・運営に当たり、必要となる基本的な知識、方法論などをとりまとめた「スタートアップマニュアル」を作成し、各自治体へ周知を行った。

法定化から8年、スタートアップマニュアルの作成から5年が経過したが、その間、児童相談所や市町村の児童虐待相談対応件数は増え続けており、地域の児童虐待対応の中核となる要保護児童対策地域協議会に期待される役割はますます大きくなっている。

一方で、児童虐待による死亡事例の検証報告<sup>1)</sup>で要保護児童対策地域協議会の機能が十分に果たせていないとの指摘があったり、市町村職員に対する意識調査<sup>2)</sup>の回答で要保護児童対策地域協議会の活用の現状について懐疑的な意見が少なからず見られるなど、その改善が求められている。

これらのことから、本事例集ではスタートアップマニュアルで示した内容に関して、各市町村が更に効果的に取り組み、要保護児童対策地域協議会の活用促進・機能強化を図っていけるよう、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している7自治体の実際の取組事例を紹介するものである。

本事例集を参考として、各市町村の要保護児童対策地域協議会が抱える課題を点検し、活用促進・機能強化を図るための取組を推進していただきたい。

なお、本事例集の作成にあたっては、厚生労働省の「アフターサービス推進室」と雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室が協働して7自治体に対する調査を行った。ご協力いただいた7自治体の関係者の皆さまに対して深く感謝したい。

#### 2. 事例集の構成

本事例集では、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している自治体（要保護児童対策地域協議会に登録されている児童数の他、人口規模、行政の対応体制等を考慮して7自治体を選定した）を対象として（図表1参照）、調査票による調査とヒアリング

<sup>1)</sup> 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2012）. 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）.

<sup>2)</sup> 総務省（2012）. 児童虐待の防止等に関する政策評価.

を実施し、他の自治体においても参考となるような取り組み（工夫点や留意点）を抽出して、紹介した。第Ⅰ部では、「要保護児童対策地域協議会」の機能を十分発揮するための体制のあり方、調整機関の機能強化のための取組及び関係機関の対応力向上を図るための取組を中心にまとめた。第Ⅱ部では実務的な視点から要保護児童対策地域協議会（特に「実務者会議」）の運営方法に関する取組事例をまとめた。

図表 1 調査を実施した自治体の概要

	東京都 世田谷区	神奈川県 横須賀市	大阪府 枚方市	静岡県 沼津市	福岡県 糸島市	長野県 伊那市	長野県 須坂市
人口(人) (H23.4時点)	837,000	423,000	411,000	206,000	100,000	71,000	53,000
子どもの数(人) (H23.4時点)	119,000	64,000	71,000	32,000	17,000	13,000	9,000
児童福祉担当 部署	福祉、保健部門	福祉部門	福祉部門	福祉部門	福祉部門	教育部門	教育部門
調整機関	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部 署と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一
要保護児童対 策地域協議会 の設置	H18. 1	H17. 7	H17. 4	H18. 7	H16. 10	H18. 9	H18. 10
要保護児童ケ ース登録数(H22 年度)	909	88	331	339	63	148	18
要支援ケース登 録数 (H22年度)	0	20	150	186	272	0	2
特定妊婦 ケース登録数 (H22年度)	8	14	11	24	6	0	0
登録ケース数合 計	917	122	492	549	341	148	20

※各自治体の人口、子どもの人数については千人未満を切り捨てたものを記載。  
※横須賀市は市の児童相談所を設置している。

## 第 I 部 要保護児童対策地域協議会の機能強化と活性化のための取組

スタートアップマニュアルでは、要保護児童対策地域協議会の機能として、以下の点を挙げている。

- ① 民間団体等も参加した幅広い関係機関での情報共有化を図ることができる
- ② 調整機関に情報が集約されるため、的確な援助方針の策定や役割分担、援助の進行管理ができる
- ③ 各関係機関がそれぞれの特色を活かしながら要保護児童とその家族を援助できる

このような機能を十分に発揮できなければ、単なる「関係機関の集まり」となってしまう。

要保護児童対策地域協議会が組織として、その機能を十分発揮するためには、構成メンバーが目的意識や虐待問題への対応に関する基本的な考え方を共有することが重要であるが、専門分野やサービスの対象とする住民の範囲が異なる様々な機関が参加しているという性格上、そこには様々な工夫が必要となる。

要保護児童対策地域協議会が組織として十分にその機能を発揮するうえで、運営の要となる調整機関の果たす役割は大変重要であり、調整機関の「調整力」は要保護児童対策地域協議会の存在意義を大きく左右する。調整機関の職員には、関係機関の業務に精通し、関係機関の各担当者と密接な関係を築いていくことが求められると言える。

第 I 部では、要保護児童対策地域協議会がその機能を十分に発揮するための組織作りや、関係機関がそれぞれの特性を活かして積極的に参加するための工夫を紹介する。

### 1. 要保護児童対策地域協議会に設置する会議とその運営

#### (1) 要保護児童対策地域協議会に設置する会議

スタートアップマニュアルで示しているとおり、要保護児童対策地域協議会は「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の3層の会議で構成されるのが一般的である。それぞれの会議に期待される役割を改めて確認すると、図表2のとおりである。

図表2 子どもを守る地域ネットワークの運営のイメージ

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の運営のイメージ	
○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。	
<p><b>代表者会議</b></p> <p>協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。</p> <p>① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価</p>	
<p><b>実務者会議</b></p> <p>実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。</p> <p>① 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施 ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動 ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告</p>	
<p><b>個別ケース検討会議</b></p> <p>※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。</p> <p>※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。</p> <p>① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断) ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定 ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討</p> <p>※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要</p>	
<p>※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。</p>	

ただし、この3層の会議による構成は基本形を示したものであり、地域の実情に応じて、補完的な会議を設置することや、要保護児童対策地域協議会が設置される前から定着している要保護児童対策の体制を発展させ、独自の構成をすることもあり得る。

大切なことは、要保護児童対策地域協議会の中のそれぞれの会議の役割を明確にし、有機的に連関させることにより、全体として十分な機能を発揮できる組織になっているかということである。

ここでは、会議の構成について工夫している例を紹介する。

### ① 要保護児童対策地域協議会を補完する会議の開催（枚方市の場合）

枚方市では、要保護児童対策地域協議会を構成する3層の会議の他に、「運営会議」や「援助方針確認会議」を開催している（「運営会議」の詳細については第Ⅱ部2(2)①）。

また、「実務者会議」を「ケース管理のための実務者会議」と「ネットワークづくりのための実務者会議」（拡大実務者会議）の2つの構成とし、それぞれの目的に合わせた機関で構成することにより、各会議の役割を明確化し会議の充実化を図っている（図表3参照）。

さらに、「実務者会議」の構成メンバー以外の関係機関の支援力を向上させるため、関係機関の実務者を対象とした出前研修等の啓発活動にも力を入れている。

図表3 枚方市における要保護児童対策地域協議会の構成と活動内容

会議名	内容	構成員	開催頻度
代表者会議	顔合わせ、各機関の紹介	【17機関】参加者は主に管理職	年2回
実務者会議	ケースの管理(登録ケースのうち、主に新規ケースを対象)	【6機関】○調整機関、○子育て支援室、○保健センター、○教育委員会、○府中央子ども家庭センター(児童相談所)、○保健所	月1回
★運営会議	実務者会議の案件や方向性を決め、スムーズな会議運営を行うために実施	○調整機関、○保健センター、○保健所	隔月
★拡大実務者会議	ネットワークづくり	【10機関】実務者会議を構成する6機関に加え、○障害福祉室、○生活福祉室、○市民病院、○医療機関(精神科)	隔月
★援助方針確認会議	全登録ケースについての定期的な見直し	【実務者会議を構成する6機関】○調整機関、○子育て支援室、○保健センター、○教育委員会、○府中央子ども家庭センター(児童相談所)、○保健所	年3回
個別ケース検討会議	個別ケースに関する検討	ケースに直接関わる機関の関係者	随時

② 児童虐待対策以外の施策も含めて対応（人口規模が比較的小さい自治体の工夫）（須坂市の場合）

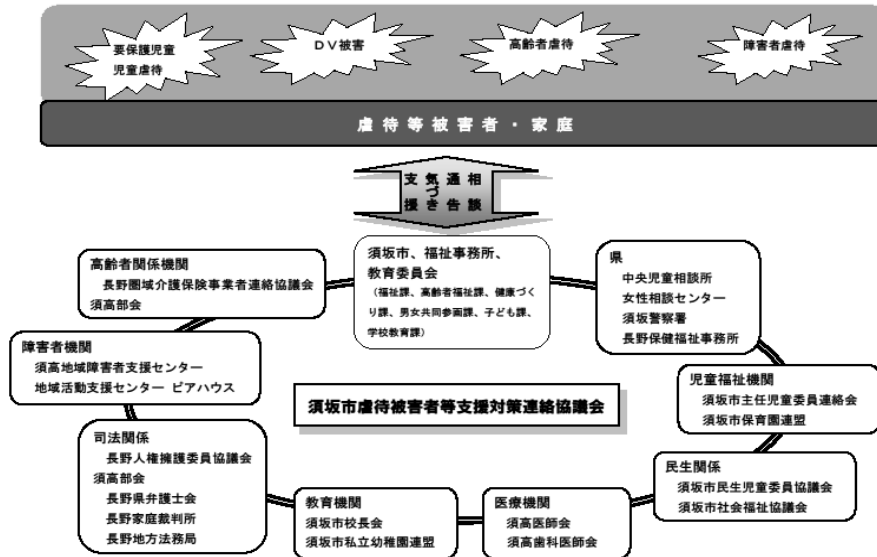
須坂市では、要保護児童、児童虐待、DV、高齢者虐待、障害者虐待の未然防止や早期発見・対応等を行うことを目的として、虐待被害者全体を対象とした「須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会」（要保護児童対策地域協議会に該当）を設置している（図表4参照）。

須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会は「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の3層で構成されているが、「実務者会議」の下に①「児童虐待実務者会議」、②「DV実務者会議」、③「高齢者虐待実務者会議」、④「障害者虐待実務者会議」⑤「複合事案実務者会議」が設置されている。

人口規模が比較的小さく、調整機関や関係機関の担当者の数が少ない自治体では、複数の会議が設置されている場合に構成員が重複してしまうことが多いため、このような形態を採用することにより参加する担当者の負担を軽減できるというメリットがある。

また、年齢や対象者を取りまく状況は異なっても「虐待被害者」に対して多面的・包括的な支援のノウハウを関係機関が共有することにより、関係機関全体のケース対応能力が高まっていくことが期待できる。

図表 4 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会の構成



③ 地区に分けて対応（人口規模が比較的大きい自治体の工夫）（世田谷区の場合）

世田谷区で設置している「世田谷区要保護児童支援協議会」（要保護児童対策地域協議会に該当）では、調整機関を本庁におき、3層構造でいう「代表者会議」を「全区協議会」として区全体でも実施しているが、行政単位である総合支所単位（5支所）でも同様の3層構造の会議を実施している（図表5参照）。

「全区協議会」には各関係機関の代表者レベルが出席し、関係機関の取組の報告や勉強会を実施することにより、関係機関に児童虐待問題への参画を意識づけている。「全区協議会」の下には「進行管理部会（全体会）」と「テーマ別部会」を設置している。「進行管理部会」は年3回実施し、主に区と児童相談所との情報共有や連携を深めるため協議等を行っている。「テーマ別部会」では、要保護児童支援全区協議会の調整機関でテーマを決め、年2回程度実施している。

総合支所単位では、「子ども家庭支援センター」（区の各総合支所に位置づけられ、虐待対応の窓口も担う）が支所内の関係機関の代表者レベルを集めて「地域協議会」（地域単位の代表者会議）を実施し、「地域協議会」の下には「進行管理部会」（実務者会議に該当）と「テーマ別部会（勉強会）」をおいている。「進行管理部会」ではケースワーカー、保健師等が児童相談所とケースの進行管理を行い、それを要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員がスーパーバイズする。「テーマ別部会（勉強会）」では、地域ごとに設定した課題についてグループワークを実施することなどにより、関係機関の学習と交流の機会としている。

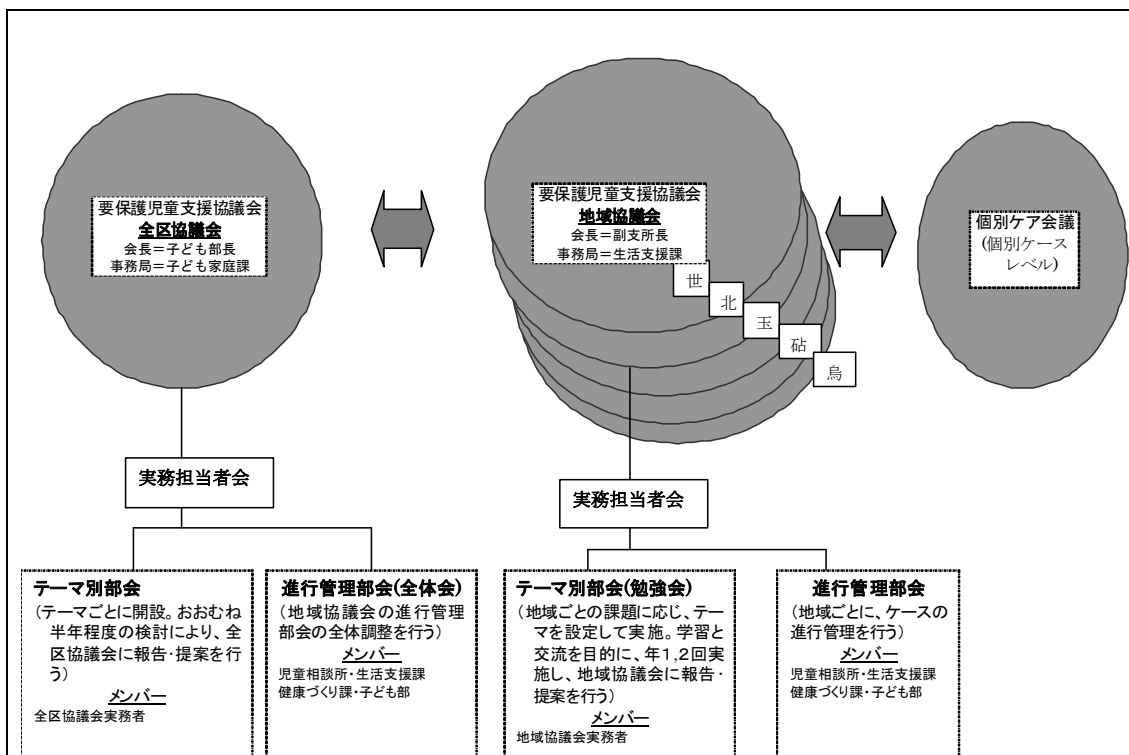
これら、全区での実務者会議、地域単位での実務者会議・代表者会議で取り上



げられた課題等を、全区での代表者会議に報告し、施策の検討等につなげている。

人口規模が比較的大きく、ケースの数が多い自治体では、このように要保護児童対策地域協議会の単位を行政単位で開催することで、調整機関の負担を軽減するとともに、地域に密着した対応が可能となる。

図表5 世田谷区要保護児童支援協議会のあり方（イメージ図）



## (2) 開催時期・参加者に応じた会議内容の工夫

「代表者会議」の出席者は各機関の管理職である場合が多く、年度の初めに行われる「代表者会議」においては、人事異動等で新たに要保護児童対策地域協議会の構成員になった出席者も少なくない。

そのため、年度初めの「代表者会議」においては各機関の参加者の顔合わせを兼ねて、各機関の役割や活動内容について理解してもらえよう場として活用している状況が見られた。

「代表者会議」に出席する管理職が直接ケースに関わることは多くないが、「管理職に関係機関が行う支援内容や現場で生じている課題について知っておいてもらうことにより、現場で活動を行いやすくなる」という点から、実務を行ううえで各機関の管理職に知っておいてもらいたいこと（関連のある制度の改正内容や、具体的なケース対応を行う上で必要となる知識等）を会議のテーマに採択することも効果的である。

また、「実務者会議」においても年度初めの会議においては「代表者会議」と同様の工夫が見られたが、各年度の最後の会議においても、就学等により新年度に所属機関が変更となる児童（要保護児童対策地域協議会に登録されている児童）に関する情報交換を行う、という工夫をしている自治体も複数あった。

「代表者会議」や「実務者会議」の年度計画の作成に当たっては、会議開催時期における構成員の状況や、児童の学年歴に応じた状況を踏まえて会議内容を工夫することが、これらの会議を形式的なものに終わらせないためのポイントである。

## 2. 調整機関の機能を向上させるための取組

前述のように、要保護児童対策地域協議会が組織として十分にその機能を発揮するうえで、組織の運営の要となる調整機関の果たす役割は重要であり、調整機関の「調整力」は要保護児童対策地域協議会の存在意義を大きく左右する。

調整機関の業務として具体的に想定されるものを改めて確認すれば、以下のとおりとなる（「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日付雇児発第0225001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照）。

- ① 要保護児童対策地域協議会に関する事務の総括
  - ・ 会議の議事運営
  - ・ 個別ケースの記録管理 など
- ② 支援の実施状況の進行管理
  - ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握
  - ・ 虐待ケースについて進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う
- ③ 関係機関との連絡調整
  - 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整

また、調整機関は市町村の児童福祉担当部門に置かれることが多く、その場合、調整機関としての役割を果たすと同時に、市町村の虐待対応部門として、個別ケースへの対応を自ら行うという役割も担っている。ここでは調整機関が市町村の虐待対応部門に置かれることを前提として、その機能の向上のための事例を紹介する。上記①のうち、会議の議事運営に係る事例については、実務的視点から、第Ⅱ部で紹介することとし、ここでは、②の支援の実施状況の進行管理や③の関係機関との連絡調整についての機能を向上させるための取組を紹介する。

## (1) 調整機関への専門職等の配置

調整機関は、ケースの情報を集め、整理したり、ケースの状況に合わせて会議の開催を検討し調整したり、個別のケースに応じて、どの関係機関に、どのように対応してもらうかを立案し、実務者会議の場で提案していくなどの役割も担っている。そのため、調整機関の職員には児童虐待対応に関する総合的な知見や関係機関の特性を踏まえて個別ケースへ対応する関係機関をコーディネートする調整力などが求められる。

複数の自治体では、母子保健分野で一定程度の経験を積んだ保健師を調整機関に配置することにより、母子保健分野や医療機関との調整役となり、それら関係部署との連携がとりやすくなったり、母子保健事業と子育て支援事業とを連動させ効果的な支援につないだりすることで、虐待の発生予防や早期発見・見守りに効果を上げている状況が見られた。

このほか、調整機関に以下のような専門職を配置又は連携させることにより、要保護児童対策地域協議会全体の機能強化が図られている事例が見られた。

### ・保育士

子どもの発達段階に応じた適切な関わり方や、様々な状況に応じた保護者への具体的な対応方法について熟知しているため、子どもや保護者の心情に配慮した対応をアドバイスすることができる。子どもと保護者を視野に入れた対応を行ってきた経験を活かして、個別ケースにおいて子どもと保護者との関わりを通して家族全体が抱えている問題の把握を行うことが期待できる。

### ・心理職（臨床心理士等）

子どもの発達や心理的な問題についての知識を有するため、虐待ケースの心理的背景を理解したうえで、子どもや親だけでなく家族全体を視野に入れた対応を検討し実際に個別ケースに対応する機関に対してアドバイスができる。

### ・社会福祉主事（福祉分野でのケースワーカーの経験者）

社会福祉主事の資格を有し福祉事務所で生活保護のケースワーカーの職務に従事した経験のある職員は、生活面で困難を抱えている家庭に対する支援や家庭訪問の経験を持っており、その経験を踏まえて実際に個別ケースに対応する機関に対してアドバイスができる。

### ・指導主事（教員OB）

指導主事は学校教育に関して専門的な見地から指導を行うことを職務としており、主に教育部門に配属されている。調整機関が指導主事との連携を強化することにより、指導主事が有している学校関係者とのつながりを活用し、調整機関と学校との連携がとりやすくなることが期待できる。

## (2) 調整機関職員の資質向上に向けた工夫

専門職も含め、調整機関の職員が適時に児童虐待問題を取り巻く状況を理解し、実践的な対応力を高めることも必要である。そのための取組としていくつかの事例を紹介する。

### ① 児童相談所職員との合同研修の実施

児童相談所が行う研修に、調整機関の職員が参加する、児童相談所の児童福祉司の初任者研修に調整機関の職員が参加する等、児童相談所が主催する研修に調整機関の職員が参加するという取り組みが世田谷区、横須賀市、沼津市で行われている状況が見られた。

### ② 児童相談所での長期的な実践研修の実施

世田谷区では、東京都の児童相談所に職員を1年又は2年単位で派遣し、児童相談所の業務を実践的に研修している。研修を終えた職員は要保護児童支援全区協議会の調整機関や「子ども家庭支援センター」（区の各総合支所に位置づけられ、虐待対応の窓口も担う）に配置される。研修で得た人脈を活かして、区と児童相談所を繋ぐ役割を担うほか、実際のケース対応では、児童相談所の技術を区の職員に伝えるなど、児童虐待対応のスキルアップに貢献している。

### ③ 児童相談所OBの配置による日常的なスーパーバイズ体制の整備

世田谷区では、平成17年度から要保護児童支援全区協議会の調整機関に児童相談所OBを非常勤として配置し、子ども家庭支援センター（区の各総合支所に位置づけられ、虐待対応の窓口も担う）が行う関係機関や家庭への初動調査に同行し、調査を行う際のアドバイスをしたり、支援会議（区のみで定期的なケース検討を行う会議）において専門的な見地からの助言等を行っている。

児童相談所OBは、児童相談所と子ども家庭支援センター双方の役割や、双方が連携するためのポイントを知っている貴重な人材である。

子ども家庭支援センターの職員が児童相談所OBから日常的な業務を行う過程でスーパーバイズを受けることができる体制をつくることにより、実践的に人材育成を行うことができるというメリットがある。

## 3. 情報を管理・共有するための工夫（情報通信技術の活用）

調整機関の役割として、個別ケースの進行管理は重要である。調整機関には多くの情報が集約されるため、集約した情報を適正に管理し、関係部署等で共有化を行うため、個別ケースの電子化を図るなどの取組が不可欠である。

世田谷区では、要保護児童・要支援児童等の情報を自治体内で共有できる電子ネットワークシステムがある。担当者はパソコン端末より日々ケース記録を入力し、入力されたファイルは、そのまま実務者会議におけるケースの進行管理の資料として活用している。また、このシステムにより調整機関は、各支所でのケースの情報を随時共有するこ

とが可能となる。

#### 4. 関係機関の積極的な関わりを促す工夫

##### (1) マニュアルの作成（改訂）を通じた関係機関との関係づくり

「枚方市児童虐待問題連絡会議」（要保護児童対策地域協議会に該当）は、子どもに関わる機関を対象に、虐待に関する認識や関係機関のニーズを調査し、その結果をもとに「枚方市児童虐待防止マニュアル」を作成してきた（図表6参照）。

アンケート調査を実施する際には、実務担当者会議の参加機関だけでなく、保育所の所長会や小・中学校の校長会、医師会などに対し、機関によっては直接訪問し、調査の趣旨を説明して協力を依頼した。顔を合わせて依頼することで、アンケート実施の際だけでなく、その後の虐待対応や防止施策実施のための関係づくりのきっかけとなる。

また、アンケート調査は、各関係機関の全職員を対象に実施したことから、各職員がアンケートの記入をすることで児童虐待について考える機会となる効果も見られた。

すでに多くの自治体でマニュアルが作成されているが、関係機関は「どのようなことを知りたいと思っているのか」、「現場でどのような点で対応に苦慮しているのか」を把握したうえで、それらの現場のニーズに対して実行可能な対応をマニュアルの中で分かりやすく示すことにより、実際の対応で活かされ、関係機関との信頼関係を築いていくことにつながる。また、アンケート調査の中で、関係機関の特性、実際に対応する職員の配置状況等の把握を行ったことにより、個別ケースにおいて、どの関係機関に依頼するか、複数の関係機関をどう組み合わせて効果的支援につなげるかなど、関係機関の役割分担など要保護児童対策地域協議会での支援方針の立案にも資することとなる。

図表6「保育所(園)・幼稚園での気づきから支援まで —実践編一」  
 保育所(園)・幼稚園での気づきから支援まで —実践編一

## 園での1日のチェックポイント

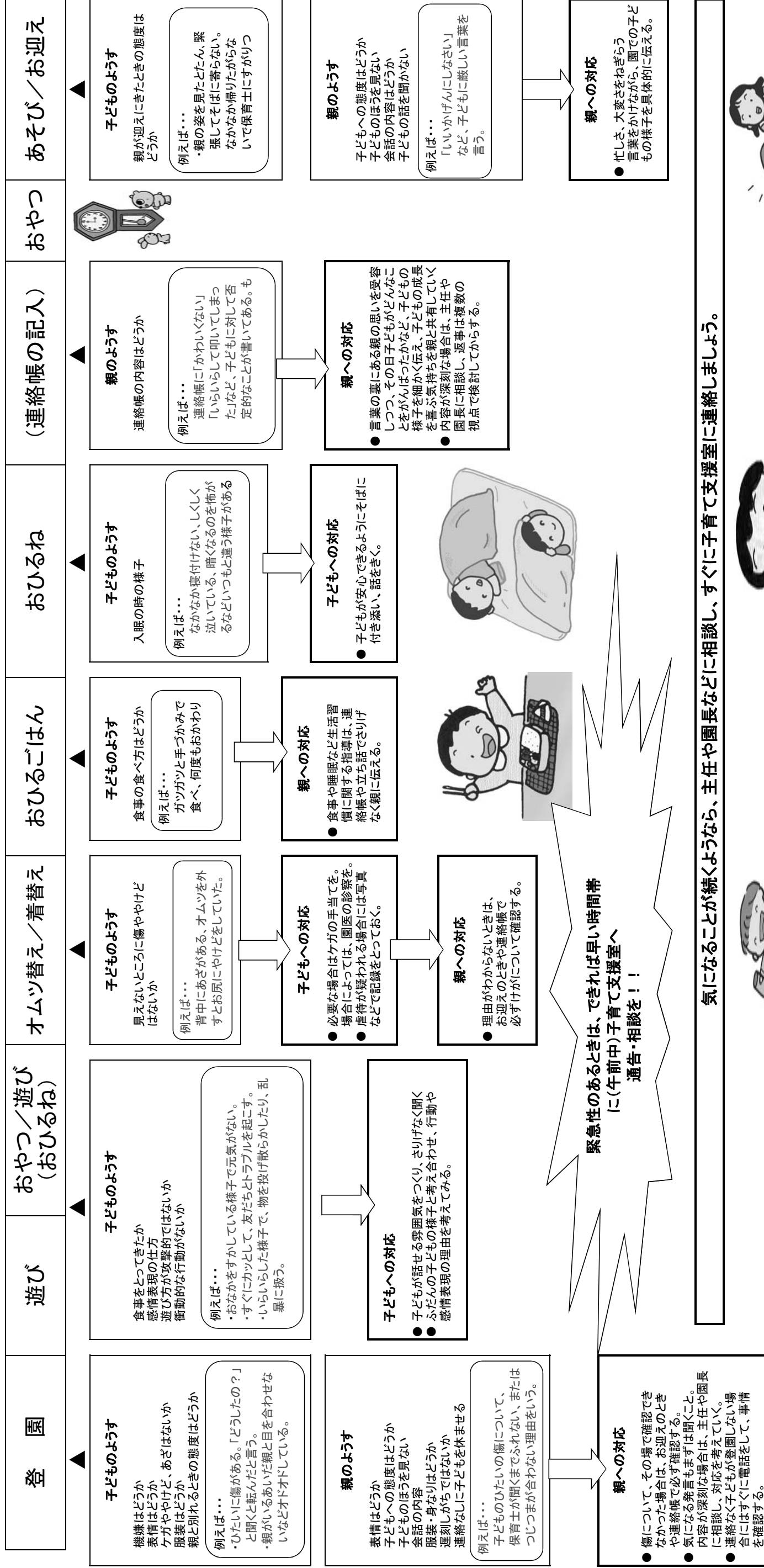
1日の流れの中で気をつけたい、いくつかのチェックポイントをあげました。

### 全体のようすで判断しましょう

子どもの機嫌が悪い時も、一時的な気持ちの問題であったり、からだの不調であったりと、理由はいろいろです。親の育児不安の程度も、個人によって差があるのでしよう。

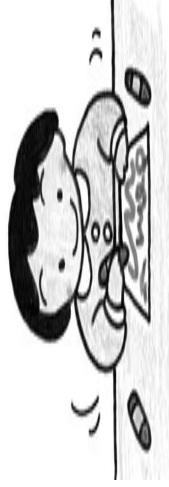
日ごろのようすを見ているからこそつかむことができる小さな変化を見落とさず「情報」を整理し、総合的に判断することが大切です。

Advice



緊急性のあるときは、できれば早い時間帯に(午前中)子育て支援室へ 通告・相談を！！

気になることが続くようなら、主任や園長などに相談し、すぐに子育て支援室に連絡しましょう。



## (2) “調整機関と関係機関との間で双方向の情報の流れ”をつくる取組

関係機関との情報共有のあり方として、調整機関は情報収集を行うだけでなく、その情報をもとに調整機関が対応した状況を、情報を提供した機関へ適時・迅速にフィードバックを行うことが求められる。

伊那市では、情報提供とフィードバックが必要な関係機関を全てリストアップし、そのリストに基づいて、個別ケースに対応した時は、その日のうちに連絡を行っている。

調整機関の役割として情報収集は重要なものであるが、ともすれば関係機関から調整機関への情報の流れが一方方向になりがちである。“調整機関と関係機関との間で双方向の情報の流れ”を作り出していくことが、関係機関との信頼関係を築き、その後の迅速な情報収集やスムーズな連携・協働を可能とする。

## (3) 関係機関の対応力を高めるための取組を通じた連携体制づくり

虐待対応においては、何か起きてから、“お互いに顔を知らない”者同士が連携をとることは難しく、特に、緊張感が高まるような状況が生じた場合には、関係機関同士はぎくしゃくした状況に陥るということは現場にいる関係者が実感していることである。そのため、調整機関は、関係機関に対して、調整機関の役割や活動内容、担当職員の顔を知っておいてもらうための取組が必要であり、その取組として、関係機関に対する虐待対応に関する研修が有用な機会となっている。

### ① 伊那市の事例（学校や保育所の職員への研修）

伊那市では、子どもや保護者にとっては日常的に顔を合わせる機会の多い保育士や学校の教員の方が、市の職員よりも話しやすいと考えられることから、平成23年度から市内の保育所の全職員を対象に市で作成した「虐待マニュアル」に基づき、“虐待対応（虐待を発見した際の各機関内部における対応の流れ、各機関から調整機関や児童相談所への相談・通告の流れ等）”について研修を行っている。依頼があれば、保育所等へ調整機関の職員が赴いてシミュレーション研修を実施している（2時間程度）。

また、小・中学校においては、平成20年度予算措置を行い、小・中学校の子どもと保護者を対象に「CAP研修」（子どもたちが人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能（スキル）を持つことを目的としたプログラムにそって、ロールプレイ（役割劇）等の参加型の形式で行われる研修）を実施しているほか、各校の校長や教頭等の管理職を対象として行われる研修のメニューに“虐待対応”を入れてもらい、実際にあったケースを紹介しながら具体的な対応について理解してもらえよう、学校関係者に対して虐待対応への理解を求める啓発活動に力を入れている。

## ② 枚方市の事例（児童委員や学校関係者等への研修）

枚方市では、平成 20 年度に民生委員・児童委員（約 500 人）を対象として、担当区全てに直接出向き研修を行った。30～40 人程度の少人数での研修のため、日頃の工夫を共有化したり、担当者が顔の見える関係になれた効果があった。また、平成 22 年度には 4 回に分けて研修を行った。

市内の保育所に直接出向いて研修を実施しているが、時間外保育を担当している保育士も研修の対象とした点が特筆すべき点である。保護者の勤務時間の関係で時間外保育を利用している家庭も近年増加しており、そのような家庭の場合、保育所の送迎時に接するのは時間外保育の担当者となる。時間外保育の担当者に対しても同様の研修を実施することにより、各保育所において子どもに関わる全ての職員が共通認識を持つことができ、切れ目のない支援を行うことが可能になる。

また、小中学校の教員に対しても、約半数の 34 校に出向いて DVD を用いてグループワークを行う研修を実施したことにより、児童虐待の実務的な対応に関する理解を深めるだけでなく、調整機関と小中学校がお互いに顔の見える関係になれた、というメリットがあった。

この研修は、養護教諭や専任教諭（体育、音楽、美術等）も含め全教員を対象としており、学校内の児童に関わる全ての職員がこの研修を通して虐待対応に関する認識を共有化することができたことに加え、管理職が教員の想いを聞く機会にもなった。

今後、各機関が児童の見守りや支援を行っていくうえで、研修の様々な効果が活かされていくことが期待されている。

## ③ 世田谷区の実例（関係機関の職員を集めた事例検討会）

世田谷区では、地域協議会における実務者会議の「テーマ別部会」の中で事例検討会を実施している（第Ⅱ部の 2(1)①参照）。

グループワークでは、異なる機関の参加者が同じグループになるようにすることで、普段はあまり接点のない機関同士の実務者がお互いの顔を知ることができるよう配慮されている（グループワークの進め方については、図表 7 参照）。

グループワークの実施を通して、“共通の課題に対するそれぞれの機関から見た問題点の所在や対応の仕方”を具体的に学ぶことができるというメリットがある。

各機関の参加者がグループワークの中で得た実践的な事例対応のノウハウや、新たな人（関係機関）とのつながりを各機関に持ち返ることにより、それぞれの機関の活動にフィードバックされることが期待されている。

なお、沼津市においても、関係者が共通に関心を持っているテーマについて研



修会や講演会を開催し、専門的な見地から現場での対応のポイントを学ぶ機会をつくっている。同時に、そのような機会を、関係機関の実務者が直接顔を合わせて情報交換をする場としても活用していた。

図表7 「事例検討会」の進め方（世田谷区の例）

<p>＜テーマ＞</p> <p>『子どもたちを地域でどう支えていくか—多子世帯で問題を抱えている家庭を考える—』</p> <p>＜事例検討会の目標＞</p> <p>「ケースや家族が持つ強みについて、皆でじっくり考えよう」</p> <p>＜事例検討の進め方＞</p> <p>(1) 各グループに分かれて、1件の事例検討を行う（60分）事例は各グループ共通。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: center;">★グループ分けを行う際のポイント</p><p>日頃あまり接点のない機関同士、できるだけ異なる機関同士を組み合わせるようにする。</p><p>グループ編成の例：保育園園長、中学校校長、小学校校長、主任児童委員、児童養護施設職員、警察署（少年係）、子育て支援施設、幼稚園園長、自治体職員（保健部門、福祉部門、その他）等</p></div> <p>(2) 役割を決める</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・司会進行は区の職員</li><li>・書記はグループの中から決める</li><li>・発表者は主任児童委員を予定</li><li>・各グループは一つのチームワークを構成していると想定</li></ul> <p>(3) 事例の検討</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①各自で事例を読む</li><li>②事例を読み終わってから、参加者の自己紹介と所属する組織を簡単に説明する</li><li>③事例に関与できると思われる機関に所属している参加者は、できることを検討する</li><li>④直接関与できないと思われる参加者も、支援方法を具体的に検討する</li><li>⑤各グループ内に支援に必要と思われる機関の参加者が不在の場合でも、当該機関ができることを検討する</li><li>⑥グループ内で「今、私たちにできることは？」を決める</li></ol> <p>(4) 発表</p> <p>1グループ、5～6分程度で「今、私たちにできることは？」を発表する</p> <p>(5) 講評</p> <p>地域関係者（保育園園長、小学校長、児童養護施設長）、スーパーバイザー（調整機関の職員）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: center;">★講評、グループワーク終了時におけるポイント</p><p>共通の事例に対するそれぞれの機関から見た問題の所在や具体的な支援の違いをお互いに知ると共に、それらを前提とした具体的な連携の方法について共有できるようにする。</p><p>同じグループになったメンバー同士で顔つなぎをし、今後地域の中で情報交換等で協力しあうことを確認する。</p></div>
--

#### **(4) 進行管理会議への教員の参加**

糸島市では、中学校区ごとに各学期に1回開催する「学校部会」（「実務者会議」の中の部会の一つ）の進行管理会議において、各学校から教員1名が毎回出席し、要保護・要支援児童のケースについて報告をすることになっている。参加する教員は、事前に児童の担任や養護教諭等から情報収集することが必要になる。

「学校部会」に参加することになった当初は要保護児童対策地域協議会の意義に対する認識が低く、業務多忙の中、会議に参加することに難色を示す教員もいた。しかし、教員が継続的に会議に参加することにより、児童の見守りや支援を行う際のポイントや、様々なケースへの具体的な対応について理解が深まっていくという変化が生じ、やがて参加教員を通じて学校全体に要保護児童対策地域協議会の活用方法やメリットが理解されるようになっていった。ケースの見守りを行うプロセスの中心に学校関係者を位置づけ、協働してケースに関わる取り組みを続けてきたことが、教育機関と調整機関との連携強化につながっている。

### **5. 児童相談所との協働**

児童虐待対応の専門機関は言うまでもなく児童相談所である。個別ケースについて、児童相談所と情報を共有し、協働して対応していくことは児童虐待対応の基本となる。

調査した自治体では、「実務者会議」に児童相談所の職員が出席し、ケースへの対応状況等について情報の交換・共有を行っていたが、それ以外にも児童相談所と調整機関とが協働するための工夫として以下のような取り組みが行われていた。

#### **(1) 児童相談所と共通のアセスメントシートを使用**

枚方市では、調整機関に通告のあったケースのうち虐待が明確なケースについては、①通告票、②アセスメントシート、③在宅支援アセスメントシートを用いて、調整機関、児童相談所、保健センター等と一緒にアセスメントを実施したうえで要保護児童対策地域協議会にケース登録をしている。アセスメントシートについては、アセスメントの手続きを児童相談所と同じ視点で行うため共通様式のシートを用いている。また、3歳未満乳児の場合はより注意喚起を図るためオレンジ色に、3歳以上の児童の場合は水色に色分けをすることにより、膨大なケース記録の中から迅速かつ効率的にアセスメントシートを探しやすくするための工夫をしている。

#### **(2) 二者会議の開催**

児童相談所の「実務者会議」の参加について、児童相談所の職員は忙しい業務をやりくりして会議に参加している状況が見られた。

いくつかの自治体では、児童相談所の職員と直接顔を合わすことができる貴重な機会ととらえ、「実務者会議」の終了後に児童相談所の職員と調整機関（市町村）

との二者で会議を行い、(調整機関(市町村)・児童相談所から)送致予定の児童や、施設を退所する予定の児童に関する連絡・協議等を行う場として活用している様子が見られた。

## 第Ⅱ部 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営方法と進行管理

要保護児童対策地域協議会の各種会議が形骸化しており、効果的に機能していないという意見が市町村の児童虐待対応職員の声として聞かれる。これらの背景には、「具体的にどのようなケースを要保護児童対策地域協議会で扱うべきなのか」、「どのようなケースの場合に要保護児童対策地域協議会が効果的に対応できるのか」が、調整機関や関係機関に十分に理解・共有されていないことがあると考えられる。

今回のヒアリング調査に先立って実施した調査票調査によれば、「実務者会議」では主に①新規・継続ケースの紹介（報告）、②ケースの進行管理、③関係機関職員を対象とした研修が行われている実態が明らかとなった。

要保護児童対策地域協議会の会議の中でも、特に「実務者会議」は関係機関との関わりが求められ、ケースの進行管理といった重要な役割を担っているため、会議の開催や運営に当たっては、多くの困難さを抱えているのではないかと想像される。

よって、会議開催のメリット、会議運営の具体的な方法やケースの進行管理の効果的な方法が明らかになれば、「実務者会議」の効果的な活用につながるのではないかと考えられる。

以下では、ヒアリング調査等の結果をもとに、「実際にどのようなケースが要保護児童対策地域協議会にケース登録されているのか」、「「実務者会議」の運営やケースの進行管理にあたってどのような工夫が行われているのか」、また、「実際に要保護児童対策地域協議会を活用した事例」についてまとめることとした。

## 1. ケースの登録基準

調査対象とした自治体では、以下のような基準で要保護児童対策地域協議会にケース登録をしていた。

### (1) 「要保護児童」ケースの登録基準

- ・ 児童家庭相談（市町村の窓口）で虐待相談として受けたものすべて（要支援児童も含む）
- ・ 関係機関から通告や相談があったケースの中で、アセスメントシートにチェックのあったもの。それらのうち、アセスメントシートで要支援よりも重度と判定されたもの
- ・ 親が監護することが不適切と判断される児童で、登録の判断は、虐待受理会議及び「実務者会議」及び「個別ケース検討会議」での検討等を踏まえて登録が必要と判断されたもの
- ・ 以下の①から③のいずれかにあてはまるもの
  - ① 「困っている、気になっている子ども、家庭」
  - ② 子どもが所属する機関の関わりだと処遇困難なケース
  - ③ 虐待が疑われるケース、児童相談所との連携を図りたいケース
- ・ 情報収集の結果、虐待があり、要保護児童対策地域協議会によるネットワークでの支援が継続して必要と調整機関が判断したもの
- ・ 調整機関に通告があったもののうち、調整機関以外の関わりが必要と判断されたもの
- ・ 「個別ケース検討会議」を開催したもの

### (2) 「要支援児童」ケースの登録基準

- ・ 「養育支援訪問事業」の支援計画と評価にあたって「個別ケース検討会議」を開催したケース
- ・ 保護者の養育について相談や福祉サービス提供等の社会的な援助を必要とする児童

### (3) 「特定妊婦」ケースの登録基準

- ・ 助産師派遣の調整を行ったケース（若年妊婦、精神障害を持つ妊婦、知的障害のある若年妊婦、児童相談所が既に関わっている世帯における妊婦など）
- ・ 育児支援分科会（乳幼児の虐待防止関連事業の総括と進行管理を行うために「実務者会議」の下に設置されている分科会）での検討により登録

## 2. 「実務者会議」の運営上の工夫

### (1) 「実務者会議」の実施形態

#### ① 2部構成で実施（世田谷区の場合）

「実務者会議」については、「研修会・講習会」と「進行管理」の内容に分けて実施し、それぞれの会議の目的に合わせて参加者を選定している状況が複数の自治体で見られた。

世田谷区では、「地域協議会」（地域単位の代表者会議）における「実務者会議」を「テーマ別部会」（勉強会）と「進行管理部会」の2部構成とし、それぞれの部会の目的に沿った構成員により活動を行っている。

「テーマ別部会」では、地域ごと（区を5つの地域に分割）に毎年テーマを設定し、そのテーマに関する事例検討会等を実施している（前述）。この部会は学習と交流を目的に年1、2回実施され、当該部会での検討結果について「実務者会議」に報告・提案を行っている。

「進行管理部会」では、年に3回地域ごとに、児童相談所と子ども家庭支援センター（区の各総合支所に位置づけられ、虐待対応の窓口も担う）、要保護児童支援全区協議会の調整機関が要保護児童対策地域協議会に登録されているケースについて進行管理を目的に行っている（図表8参照）。

図表8 世田谷区の地域協議会における「実務者会議」の構成と活動内容（略）

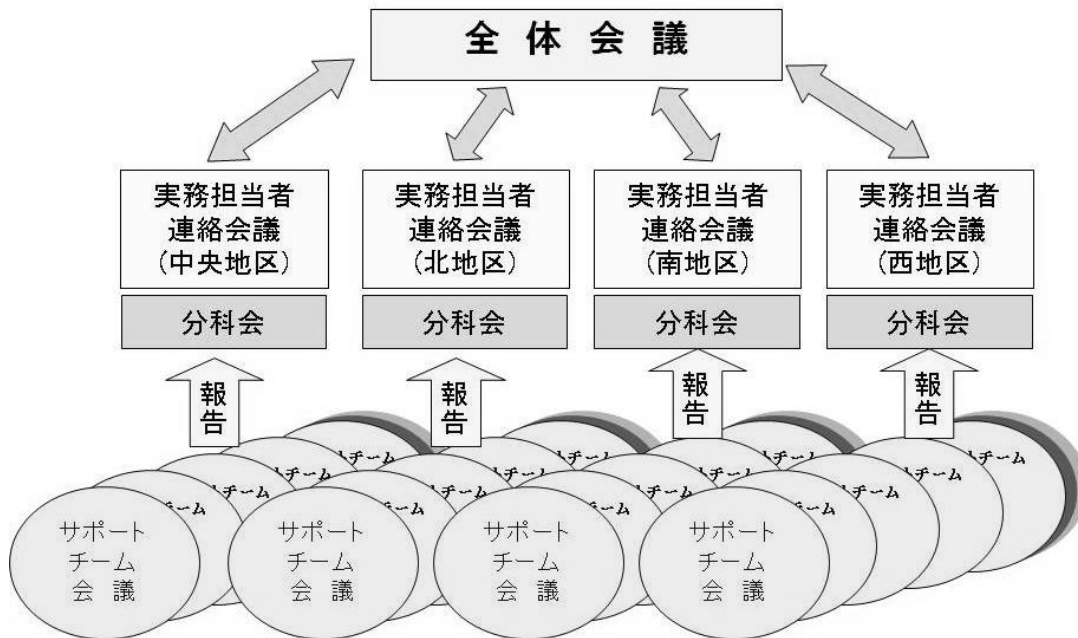
会議	部会名	構成員	活動内容	開催頻度
実務者会議	テーマ別部会	「地域協議会」実務者	地域ごとの課題に応じ、毎年テーマを設定して実施。学習と交流を目的に実施され、「実務者会議」に報告・提案を行う	年1、2回
	進行管理部会	○児童相談所、○調整機関	個別ケースについて、調整機関と児童相談所での対応に漏れがないかを確認する	4ヶ月に1回（年3回）

## ② 既存の行政単位に基づき実施（横須賀市の場合）

横須賀市のように旧保健所行政区に分けて会議を実施している場合もある。同じ市内であってもそれぞれの地域によって状況が異なることから、一定区域を単位として会議を開催することで、調整期間にとっては、会議を開催する回数が増えて準備の負担が増えるが、より地域とのつながりの深い関係機関が参加することができるというメリットがある（図表9参照）。

図表9 横須賀市要保護児童対策地域協議会の構成

横須賀市子ども家庭地域対策ネットワーク会議組織図



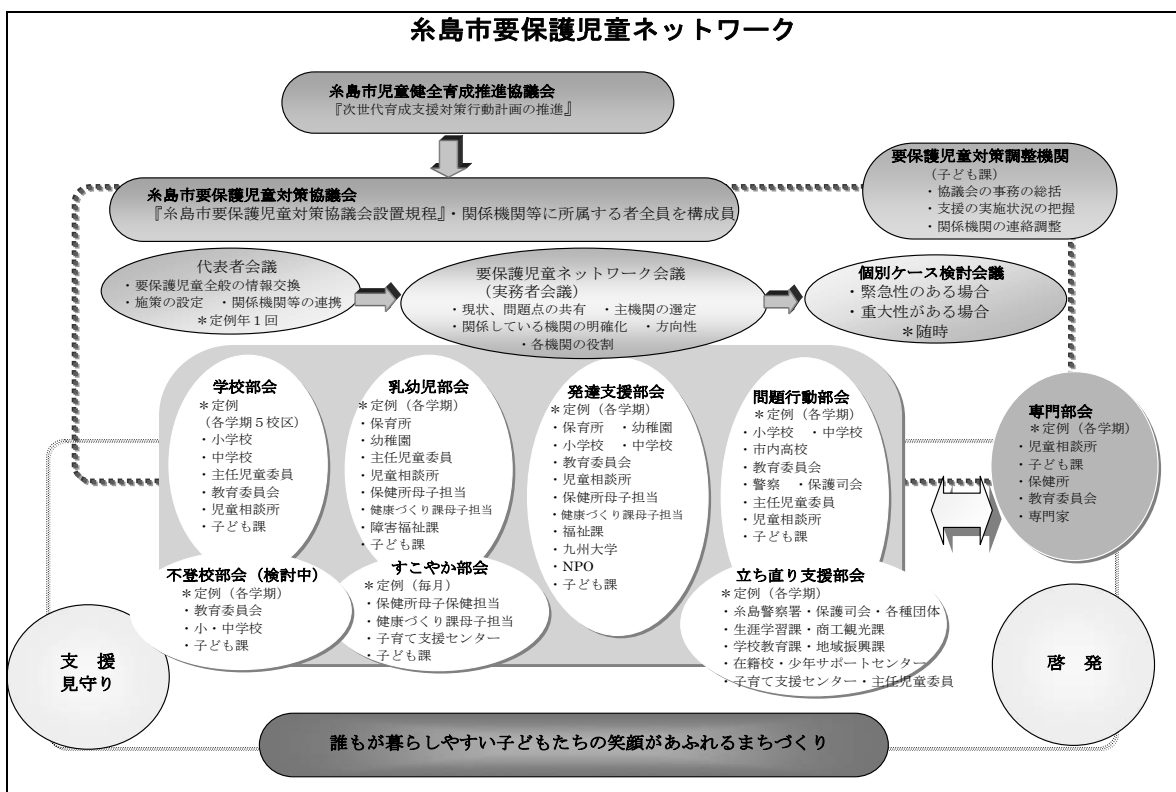
### ③ 対象者・テーマ別に部会を設置（糸島市の場合）

糸島市では、「実務者会議」を対象者・テーマ別に8つの部会（学校部会、不登校部会、乳幼児部会、すこやか部会、発達支援部会、問題行動部会、立ち直り支援部会、専門部会）を設置してケースの進行管理を行っている（図表10参照）。

部会ごとにケースと関係の深い機関が集まることができるため、お互いの機関の役割を認識し、担当者間の信頼関係が構築されやすいというメリットがある。このような会議を積み重ねることにより日々の情報交換が密になり、ケースに対してタイムリーな介入につなげることが可能になっている。

ただし、部会によっては規模の大きなものもあるため、活発な意見交換となるような配慮や、ケース数が多い場合には事前に内部関係者間で進行を打ち合わせしておく等の対応が求められる。

図表10 糸島市要保護児童対策地域協議会の構成





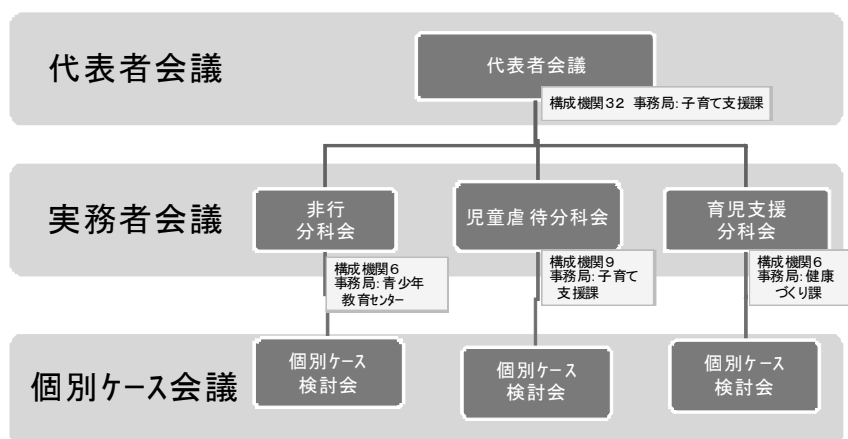
#### ④ 既存の仕組み（会議等）の活用（沼津市の場合）

沼津市では、要保護児童対策地域協議会が設置される以前から非行少年に関する情報交換や協議を行ってきた会議を「実務者会議」の中に位置づけ、現在は「非行分科会」として運営している。また、DVについても児童虐待の関連領域と捉えていることから、「児童虐待分科会」に包含する形で「DV分科会」を設置している。

地域の中に既に仕組み（協議会やネットワーク）がつくられている場合には、新たに会議を立ち上げるという選択以外に、既にあるものを活用することにより効果的な「実務者会議」の運営につなげることも可能である。

なお、沼津市では「育児支援家庭訪問事業（現在は「養育支援訪問事業）」の実施に伴い、乳幼児の虐待防止関連事業の総括と進行管理を行うために「育児支援分科会」を設置している。このように、既存の仕組みでは十分な対応が難しいと判断された場合には、目的を絞ったうえで新たに分科会を設置することも、「実務者会議」を効果的に運営するための選択肢として挙げることができる（図表 11 参照）。

図表 11 沼津市要保護児童対策地域協議会の構成



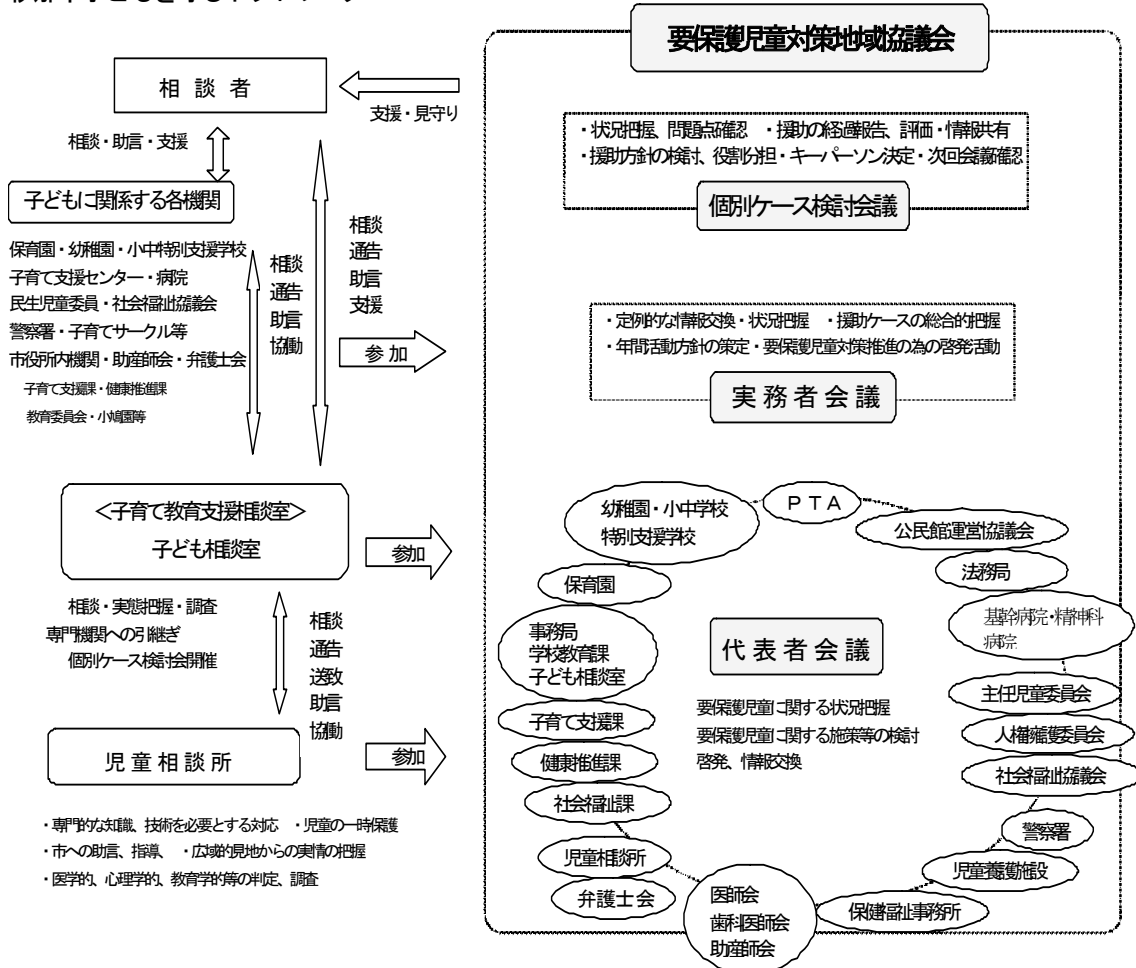
⑤ 自治体内の関係部署の積極的な参加（伊那市の場合）

伊那市では「実務者会議」への構成員としての参加等を通じて市役所内の関係部署との連携を密にするための働きかけを行っている。そのため、実際のケース対応においても、母子家庭担当部署や婦人保護担当部署等からの理解や協力が得られやすいというメリットが生じている（図表 12 参照）。

要保護児童等への支援に当たっては、当該自治体で実施している支援やサービスの利用が効果的である場合も多いため、自治体の関係部署の担当者に「実務者会議」への参加を通して要保護児童対策地域協議会の役割や活用方法を理解してもらうようにすることも重要である。

図表 12 伊那市要保護児童対策地域協議会の構成

伊那市子どもを守るネットワーク



## (2) 「実務者会議」の開催準備

### ① 「運営会議」の開催（枚方市の場合）

枚方市では、「実務者会議」を充実させるために調整機関、保健センター、保健所の担当者が集まって2ヶ月に1回、「実務者会議」の内容を決めるための運営会議を行っている。

「運営会議」では、調整機関以外の機関が知りたいことは何かを検討し、その結果をもとに実務者会議で取り上げるテーマを決めたうえで、関係機関からテーマに関する情報収集を行っている（前述）。テーマの選定に関して関係機関が主体的に関わることで問題意識が高まり会議が活発に行われるようになると同時に、会議の際のポイントを絞ることができるというメリットがある。

また、「実務者会議」では、調整機関が常に単独で運営するのではなく、司会や書記役を持ち回りにすることにより関係機関も会議メンバーとしての当事者意識が高まると同時に調整機関に負担が集中しないよう配慮がされている。

他の自治体でも、「実務者会議」において参加機関（関係機関）の出番を作るため、発表を行う機関を固定せずに毎回入れ代わるようにしている等の工夫が行われていた。

### ② 会議資料の準備（須坂市と世田谷区の場合）

須坂市では、調整機関と同じフロアにある教育部門の別部署に配置されている指導主事と連携し、ケース登録されている小・中学校の子どもを進行管理会議の1～2週間前までに調整機関に報告してもらう仕組みがつくられており、報告された内容をもとに調整機関の担当者が当日の資料を作成している。

保育所・幼稚園及び小・中学校へは、報告のための報告様式が示されており、あらかじめ報告様式の中に必要な情報の項目を示しておくことにより現場の担当者（保育士や教員等）が子どもを見守る際のポイントや注意点を把握できるという点でもメリットがある。

世田谷区では、区独自の電子ネットワークシステムにケース記録を入力しており、その台帳をそのまま「実務者会議（進行管理部会）」の資料として活用している（前述）。児童相談所が扱うケースについては会議1週間前に出力し、児童相談所に確認を依頼している。双方が共通して継続で関わっているケースについては、双方の進捗状況について台帳の突き合わせを行っている。子ども家庭支援センター（区の各総合支所に位置づけられ、虐待対応の窓口も担う）の職員がシステム入力した日々のケース記録を会議資料として活用することにより、実務者会議（進行管理）の資料作成の負担を軽減することにつながっている。

### 3. ケースの進行管理上の工夫

#### (1) 会議運営を効率的に行うための工夫

##### ① 報告の対象とするケースの選定（沼津市の場合）

沼津市では、「実務者会議」の進行管理は、ケースをチェックする機会、あるいはチェックするためのきっかけ、と捉えている。そのため、「実務者会議」における進行管理については、会議を開催する準備の過程で関係機関とやりとりし、注意喚起をすることが重要と考えている。会議の場で支援方針に関する協議・決定は行わないこととしており、各ケースの協議については、「実務者会議」とは別に検討する場を設けている。

当該市では、平成 22 年度までは進行管理会議（「実務者会議」）の場で 500 件を超える全登録ケースについて報告をしていたが、参加機関からの意見を踏まえて平成 23 年度からは「要保護児童ケース」のうち、調整機関として気になる状況のケースのみを報告することとした。児童相談所が単独で担当しているケースについては児童相談所の職員から報告してもらうこととしている。

気になるケース以外のものについては、ケースごとにこれまでの経過をまとめたリストを作成し、会議の場で参加者に配布し、ケースの要点のみ（今後の対応の予定や支援方針）を報告している。このような工夫により、会議の効率化を図っている。

##### ② 進行管理を行うための会議を重層的に開催（枚方市の場合）

枚方市では、「要保護児童」登録ケースだけで 300 件を超えていることもあり、「実務者会議」では、新規ケースのみを対象に進行管理を毎月行い、全ての「要保護児童」ケースについて進行管理を行うための「援助方針確認会議」を各期に 1 回（4 ヶ月ごと）開催している。継続ケースが約 350 件あり、会議での所要時間が約 10 時間以上に及ぶため、会議を 2 回に分けて開催している。

「要支援」となったケースについては、「要保護児童」ケースとは別に台帳を作成している。これらのケースについては調整機関で年に 3 回モニタリングを実施している。調整機関のみが関わるケースであるため、漏れがないよう慎重に時間をかけて検討を行っている（1 回あたり 2～4 時間、3～4 日間にかけて空き時間を見つけて行っている）。

このように、新規ケースが対象の「実務者会議」に加えて全てのケースを取り扱う「援助方針確認会議」のような進行管理を行うための会議を重層的に設けることも、登録ケースが多くなり効果的な会議運営に支障をきたす場合などに対応する効果的な方法の一つと言える。

## (2) ケース検討・報告を効果的に行うための工夫（世田谷区の場合）

世田谷区の地域協議会における「実務者会議（進行管理部会）」では児童相談所、子ども家庭支援センター（区の各総合支所に位置づけられ、虐待対応の窓口も担う）が共に新規ケースを中心に報告を行う。区では子ども家庭センターごとに月2回支援会議を行い、ケースにモニタリングランク（ケースの検討頻度の基準）をつけている（図表 13 参照）。この支援会議では、要保護児童支援全区協議会の調整機関の職員がスーパーバイズする。会議（進行管理部会）では、区のモニタリングランクも併せて児童相談所へ報告している。

また、会議の場で担当者が報告する項目もあらかじめマニュアルで定めておくことにより、得られる情報の統一化と時間の短縮化が可能となっている（図表 14 参照）。

図表 13 モニタリングランク（ケースの検討頻度の基準）

ランク	モニタリング頻度及び位置づけ	区分けポイント（例示）
X	新規受理	・新規受理し、モニタリングランクが決定していないもの
A	月1回以上	・父母の非協力等で子の安全確認を頻回に行う必要がある ・世帯の生活維持困難で生活方針が確立するまで
B	6ヶ月以内	・子の安全が確保されているが、安定した生活をしているかの確認の必要がある
C	年1回	・順調にサービス利用している

図表 14 進行管理会議（4ヶ月に1度実施）における報告内容

子ども家庭支援センターのみ対応ケース	子ども家庭支援センターと児童相談所の共通対応ケース	児童相談所のみ対応ケース
①新規ケースのプレゼンテーション	①新規ケースの支援状況と主担当の確認	①新規ケースのプレゼンテーション
②継続ケースのうち、モニタリングランクや虐待の種別、担当者、児童の所属機関の変更があった場合に説明する	②継続ケースのうち、支援内容に変更があった場合は説明し、主担当を確認する	②継続ケースのうち、主訴等に変更があったものについて内容を説明する

### (3) ケースを定期的に進行管理するための工夫（横須賀市の場合）

横須賀市では隔月でケースの進行管理を行う分科会（「実務者会議」に相当）を開催している。進行管理台帳には、前回開催時の状況と併記する形で会議当日までに収集された支援経過に関する情報が記載されている。

また当該年度及び前年度における「個別ケース検討会議」の開催数も記載されており、各ケースの検討状況を把握することができる。これにより、ケース検討が定期的に（あるいは必要に応じて）行われているかどうかを確認することができる。

あわせて、進学予定、通院時期、児童や家庭の状況変化の様子等を考慮したうえでケースごとに「個別ケース検討会議」の次回開催時期をリストに明記することになっている。

これらの工夫は、台帳を会議で配布し、関係者の目に触れさせることによってケースの見落としを防ぐという点で重要であると同時に、関係機関にとっては、期間を区切って支援状況の確認を求められることになるためケースに対する漫然とした対応を防ぐといった点でも効果的な取り組みと言える。

### (4) ケースの取扱いを終結する際の手続きの工夫

ケースの取扱いを終結する際の手続きとして図表 15 のようなものが見られた。

図表 15 ケースの取扱いを終結する際の手続き

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○調整機関のみで開催する支援会議（管理職を含む判定会議）にてケース内容を確認後、終了を決定。その後、「実務者会議」にて終了を確認する。</li><li>○児童相談所、保健福祉センター、調整機関の3者同意の下に、関わる機関を定めて終結。</li><li>○6ヶ月以上何もなく安定している子どもで、所属機関の見守りで対応可能と調整機関が判断し終結。</li><li>○具体的な基準はないが、「実務者会議」の中でケース終結の可否を協議により決定。</li><li>○「実務者会議」の決定。</li></ul> |
|---|

なお、いずれの自治体においても上記の手続きと併せて

- ・子ども自身が相談できる人や場所、方法等を確保できていることを関係者で確認し、本人にも伝えておくようにする。
- ・ケースの対応経過が必要に応じて確認できるよう、子どもや世帯ごとにファイルを作成し管理する。

といった手続きを経たうえでケースの取扱いを終結としていた。再発した場合にも関係機関や調整機関が迅速な対応を行うことができる体制を確保したうえで終結とすることが重要なポイントである。

#### 4. 要保護児童対策地域協議会で対応した実際の事例

要保護児童対策地域協議会を活用することで効果的な支援につながった事例について紹介する。

事例① 父親（夫）から母子への虐待事例への対応

事例② 施設退所後の子どもに対する母親による虐待事例への対応

事例③ 父母によるネグレクト事例への対応

事例④ 父母に精神疾患があり、産後の養育に不安がある（特定妊婦）事例への対応

## 事例① 父親(夫)から母子への虐待事例への対応

◆事例の概要: 父親が子ども(きょうだい)に対して身体的・心理的虐待を繰り返し、虐待を阻止しようとする母親(妻)に対しても暴力を繰り返している。登校してきた子どもの顔に「あざ」を確認した学校からの通告をきっかけに関わるようになった。

### 子どもの所属機関(小学校)

\* 子どもの顔に「あざ」を発見し、子どもに尋ね、身体的暴力を受けていることを確認

①通告

## 要保護児童対策地域協議会

### 調整機関(児童福祉担当部署)

部署内会議にて、要保護児童ケースとして登録することを決定。

②各関係機関の役割分担を決定、確認  
(個別ケース検討会議開催)

母子の自立に向け、庁内の関係部署や関係機関の役割を確認

③各関係機関が役割分担に基づく見守り・支援

関係機関により、必要に応じて個別ケース検討会議を実施

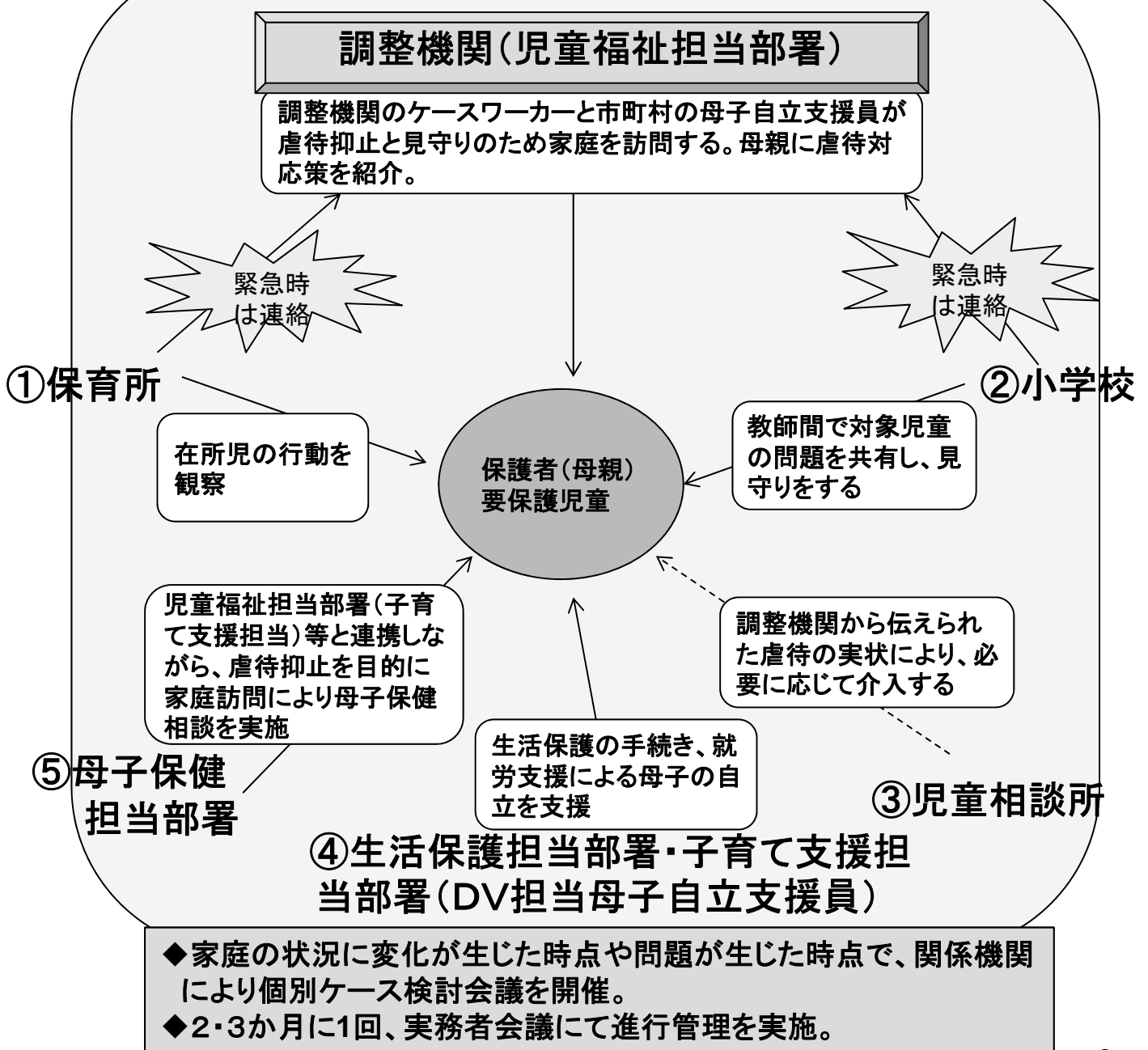
④2・3か月に1回、実務者会議にて進行管理を実施

通告から2ヶ月が経過。支援(次頁)を継続中。



# 事例① 父親(夫)から母子への虐待事例への対応

## 要保護児童対策地域協議会



### ★要保護児童対策地域協議会で関わったことによる効果

- ①子どもの所属機関(保育所、小学校)から連絡があった場合に調整機関が迅速に対応することを積み重ねたことにより所属機関との間で信頼関係が築かれ、ケースの支援方針に沿って所属機関が役割に応じて行動することができるようになった。
- ②市町村内の関係部署と連携することで母親の経済的・精神的な自立に向けた支援が可能となった。母親の自立への意欲が高まったことで、子どもたちの情緒的な安定が図られた。

## 事例② 施設退所後の子どもに対する母親による虐待事例への対応

◆事例の概要：小学生(2人)と未就学児童(2人)を抱える母子家庭。  
母親が育児ができないという理由から子どもは施設への入退所を繰り返してきた。  
子どもが施設を退所した後、母親は子ども達への暴力や、子どもを家に残したまま遊びに出かける等のネグレクトが頻繁に見られた。

### 児童相談所

\* 子どもが施設を退所するにあたって、児童相談所から地域での見守りを依頼されたことをきっかけに関わりを開始

①協力依頼

## 要保護児童対策地域協議会

### 調整機関(児童福祉担当部署)

部署内会議にて、要保護児童ケースとして登録することを決定

②各関係機関の役割分担を決定、確認  
(個別ケース検討会議開催)

母子の見守り・支援に向け、関係機関の役割を確認

③各関係機関が役割分担に基づく見守り・支援

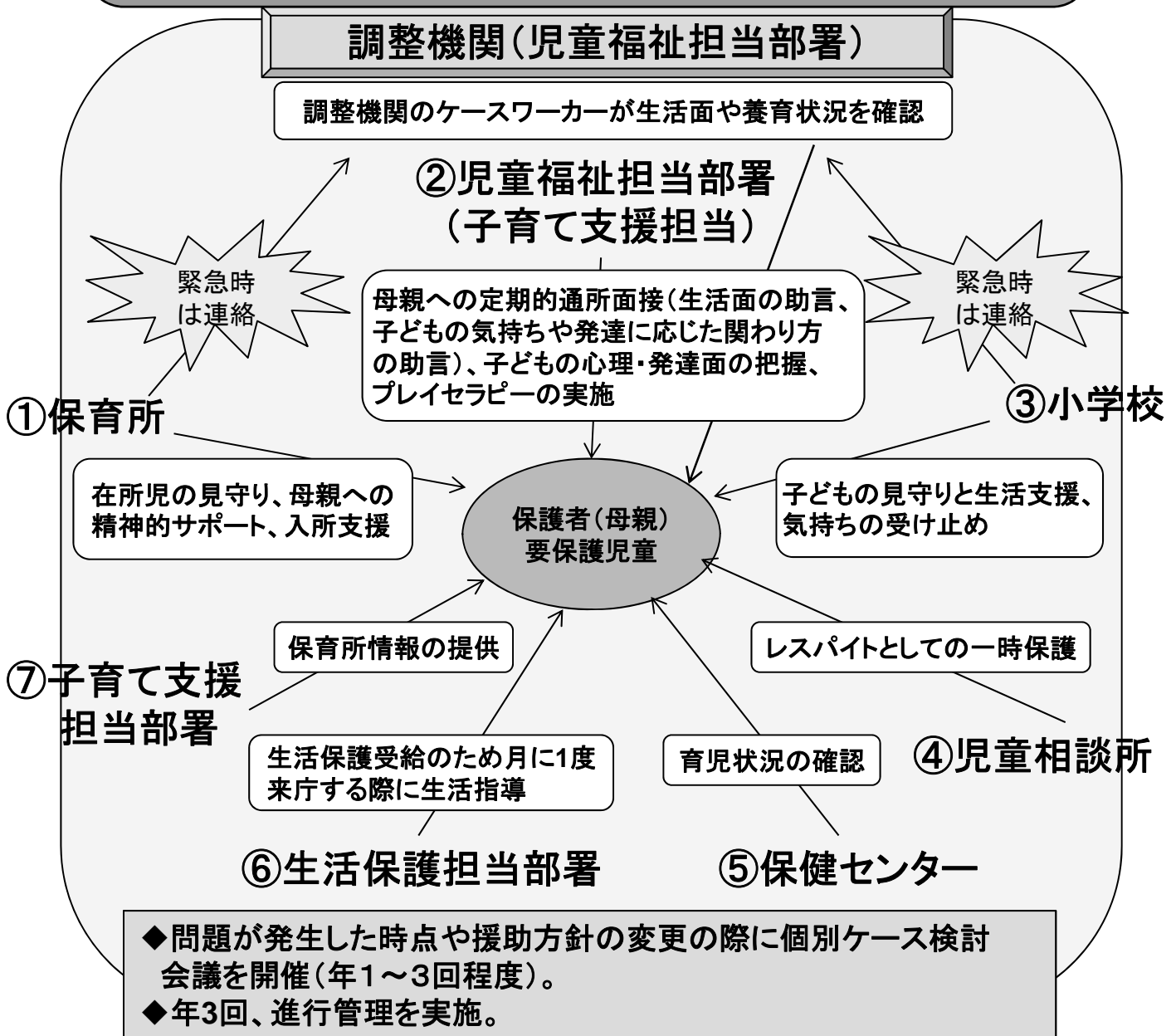
各関係機関内でのケース検討の結果を踏まえて、個別ケース検討会議を実施

④毎月、実務者会議にて進行管理を実施

協力依頼から3か月が経過。支援(次頁)を継続中。

## 事例② 施設退所後の子どもに対する母親による虐待事例への対応

### 要保護児童対策地域協議会



### ★要保護児童対策地域協議会で関わったことによる効果

- ①調整機関は母親に共感的に関わることにより信頼関係を築くと共に、関係機関が母親に対して支援を行う際の調整を行った。このことにより、関係機関は安定した支援を行うことができた。
- ②市町村が提供するサービス(保育所への通所等)の利用につなげて、施設退所前に子どもの所属機関との見守り体制をつくることができた。
- ③関係機関ごとにケース検討を行った結果を踏まえて個別ケース検討会議を開催したことにより、援助方針が明確になった。

## 事例③ 父母によるネグレクト事例への対応

◆事例の概要: 他市町村からの情報提供により関わりを開始。父母ともに無職で、生活能力が低い。母親は以前療育手帳を所持していた(現在は未更新)。現在第3子を妊娠中(経済的事情等もあり、妊娠16週で初診)。

3歳の長男に発達の遅れがある。1歳の次男は体重増加不良のため、総合病院と個人病院で連携して定期的に受診している。

他自治体

①情報提供

## 要保護児童対策地域協議会

調整機関(児童福祉担当部署)

部署内会議にて、要保護児童ケースとして登録することを決定。

②各関係機関の役割分担を決定、確認  
(個別ケース検討会議開催)

登録ケースとしたことにより、医療機関とも情報交換が可能となる

③各関係機関が役割分担に基づく見守り・支援

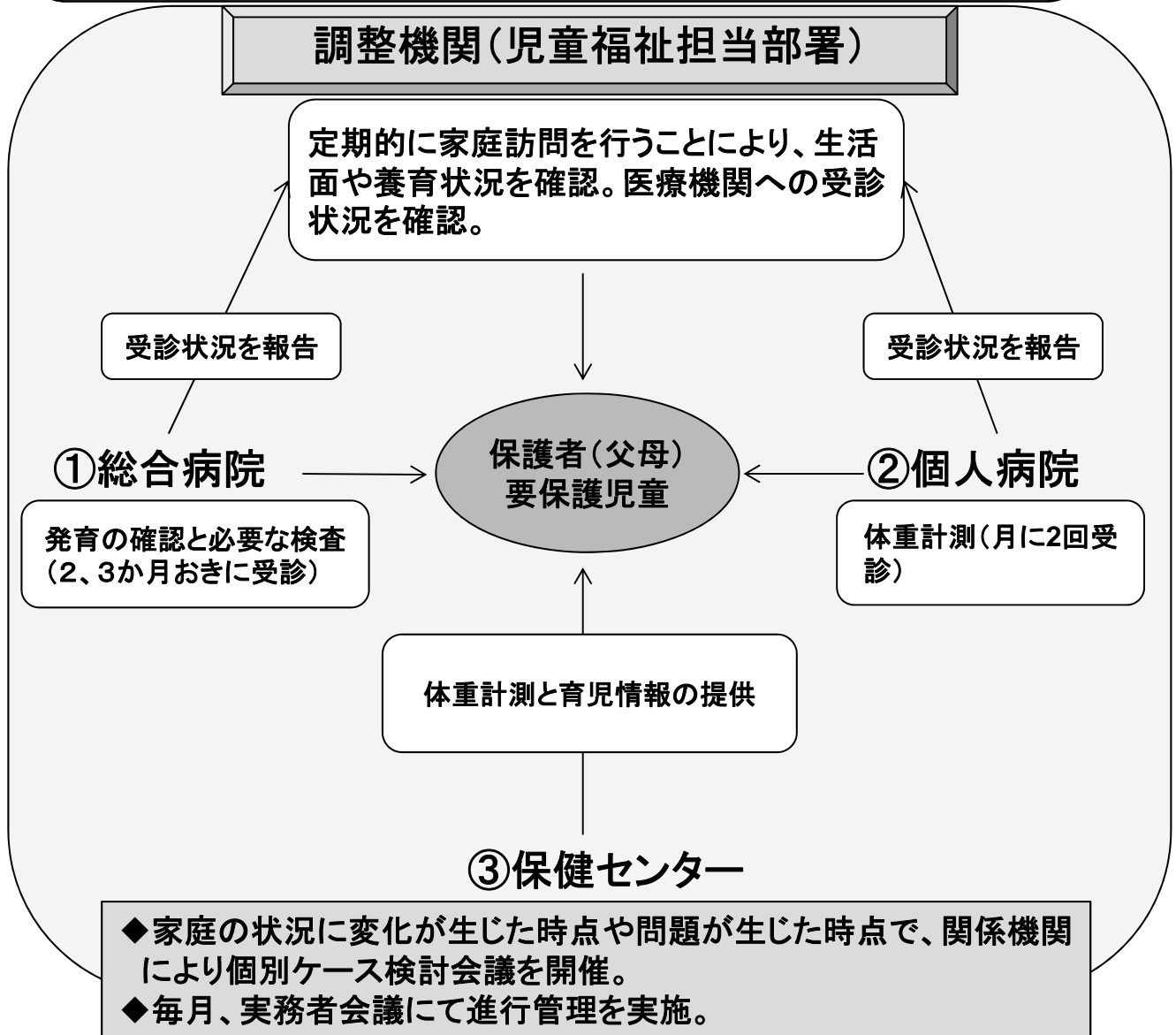
訪問による家庭状況の確認

④家庭訪問、医療機関への受診状況の確認により支援を継続

情報提供から2年半が経過。支援(次頁)を継続中。

## 事例③ 父母によるネグレクト事例への対応

### 要保護児童対策地域協議会



### ★要保護児童対策地域協議会で関わったことによる効果

- ① 要保護児童対策地域協議会の登録ケースとしたことにより、医療機関との間で情報交換が可能になり、調整機関が受診状況の確認を行うことにより、見守り・支援を行うことが可能となった。

## 事例④ 父母に精神疾患があり、産後の養育に不安がある(特定妊婦)事例への対応

◆事例の概要: 父母共に精神疾患を抱え、生活保護を受給。以前から関わりがあった部署(女性相談担当部署)から、母親が妊娠中であり出産後の養育に不安があると調整機関に報告があり支援を開始した。母子が入院中に病院内でケアカンファレンスを実施し、各機関の役割分担を確認した。

### 女性相談担当部署

\* 母親が女性相談で関わっていた市内の他部署より、妊娠した母親が養育に不安を抱えているとの報告

① 情報提供

## 要保護児童対策地域協議会

### 調整機関(児童福祉担当部署)

会議にて、特定妊婦ケースとして登録することを決定

② 各関係機関が今後の対応方針を協議、確認  
(個別ケース検討会議開催)

出産後、関係機関が産後の母子の状況をアセスメントし支援方針を決定することを確認

②から50日後、出産

③ 退院後の養育環境を整えるため、関係機関による  
父母の見守り・支援

出産後、母子の入院中の病院内にて個別ケース検討会議を実施。調整機関のケースワーカーが関係機関をコーディネート。

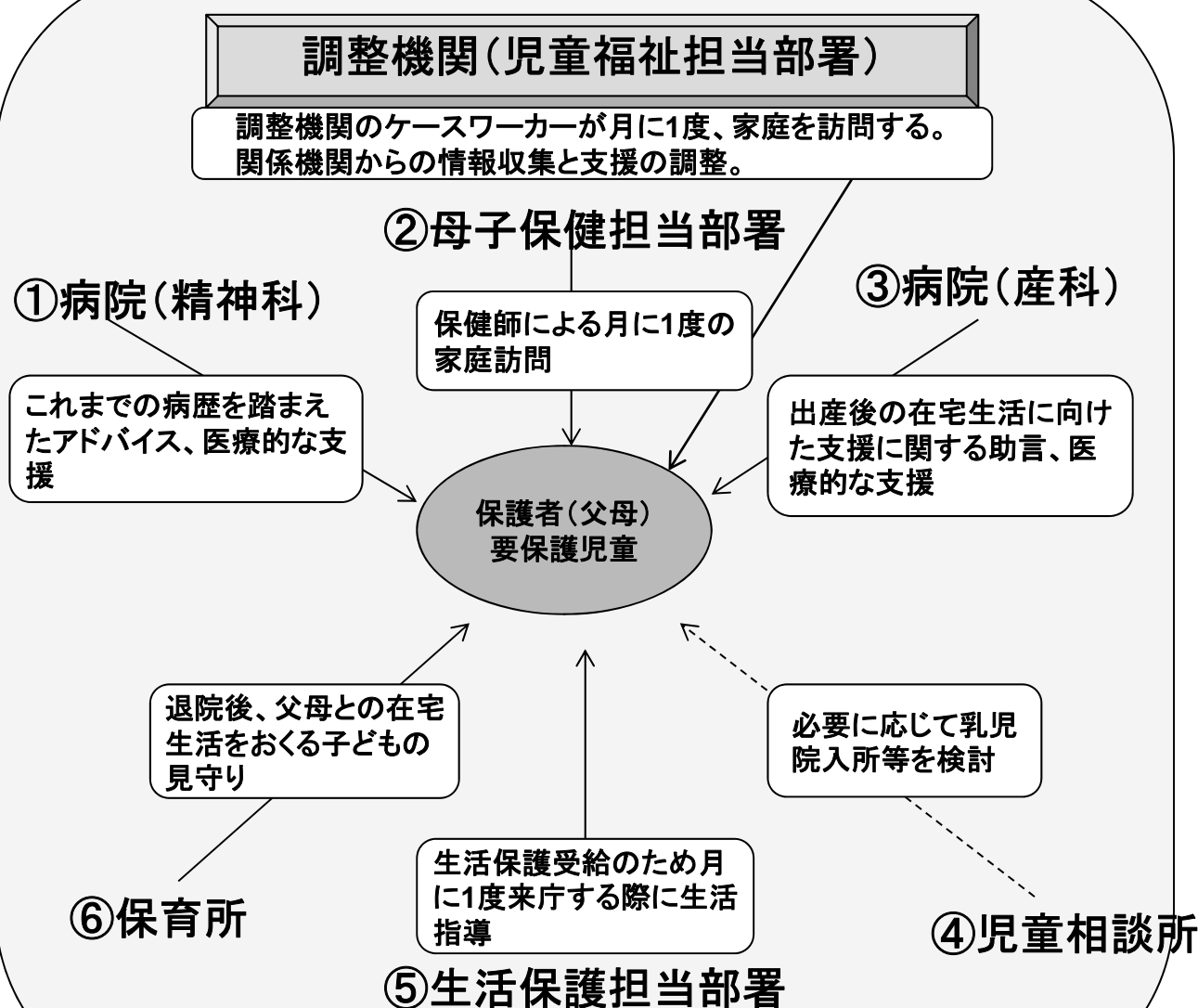
出産から1ヶ月後

④ 関係機関の見守り体制の下で、在宅生活を支援

情報提供から5ヶ月が経過。支援(次頁)を継続中

## 事例④ 父母に精神疾患があり、産後の養育に不安がある(特定妊婦)事例への対応

### 要保護児童対策地域協議会



◆家庭の状況に変化が生じた時点や問題が生じた時点で、関係機関により個別ケース検討会議を開催。  
4ヶ月に1回、実務者会議にて進行管理を実施

### ★要保護児童対策地域協議会で関わったことによる効果

- ① 育児を望む母親の思いを尊重し、出産前から調整機関が関係機関と情報共有しながら 地域でできる支援(家事援助サービスに関する相談や育児指導等)について役割分担し、連携することができた。
- ② 調整機関が関係機関をコーディネートすることにより、各機関がそれぞれの役割の下で父母への支援を行うことができた。父母からのSOSに対して関係機関が迅速に対応することができたことで、関係機関と父母との間で信頼関係が築かれ、その後の支援を円滑に行うことができるようになった。